

青森市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正趣旨

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 63 号）により行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）が改正され、聴聞及び弁明の機会の付与の通知に係る公示送達についてデジタル化するとされたことから、行政手続法と趣旨を同じくする青森市行政手続条例についても、同様の改正を行うものである。

2 主な改正内容

(1) 改正前

行政庁は、条例等の規定による許認可の取消しや事業の一時停止等の不利益処分を行おうとするときは、当該処分を行う前に、聴聞又は弁明の機会の付与を行う必要がある。

聴聞^{※1}又は弁明の機会の付与^{※2}を行うに当たっては、その旨を書面により処分の相手方に通知することとしているが、当該相手方の所在が判明しない場合には、市役所の掲示場において、必要事項を記載した書面を 2 週間掲示することにより、当該通知がその者に到達したものとみなす公示送達を行うこととしている。

※1 聴聞とは、主に許認可等を取り消すなど、処分の相手方に重大な不利益処分をしようとするときに、当該相手方等が口頭で意見を述べる機会を保障する手続をいう。

※2 弁明の機会の付与とは、聴聞に該当しない事由の不利益処分をしようとするときに、書面による意見陳述の機会を与える手続をいう。

(2) 改正後

改正後の行政手続法の規定を踏まえ、不利益処分に係る通知内容を青森市ホームページにおいて閲覧できるようにするとともに、引き続き、市役所の掲示場においても必要事項を記載した書面を掲示することにより、公示送達を行うものとする。

3 施行期日

令和 8 年 5 月 21 日

(デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行期日)